

beauty-full card 会員規約 (新旧対比表)

主要な変更事項—赤字部分が変更事項となります。

改定前	改定後
第 35 条 (ショッピングサービスの利用方法)	第 35 条 (ショッピングサービスの利用方法)
<p>1 会員は、当社の加盟店(以下「加盟店」という。)でカードを提示し、所定の売上票にカードと同一の自己の署名を行うことにより、ショッピングサービスの提供を受けることができます。但し、当社が特に認めた場合(通信販売等)は、カードの提示もしくは売上票への署名を省略する等、これらに代わる方法によるショッピングサービスが利用できるものとします。尚、当社が特に定める商品等については、カードが利用できない場合があります。</p> <p>2 会員は、加盟店でのショッピングサービスの利用代金を当社が会員に代わって、加盟店に立替払いすることを当社に委託し、当社はこれを受託するものとします。</p> <p>3 会員は、カード利用可能枠の現金化等をしてはならないものとします。</p>	<p>1 会員は、当社の加盟店(以下「加盟店」という。)でカードを提示し、所定の売上票にカードと同一の自己の署名を行うことにより、ショッピングサービスの提供を受けることができます。但し、当社が特に認めた場合(通信販売等)は、カードの提示もしくは売上票への署名を省略する等、これらに代わる方法によるショッピングサービスが利用できるものとします。尚、当社が特に定める商品等については、カードが利用できない場合があります。</p> <p>2 会員は、加盟店でのショッピングサービスの利用代金を当社が会員に代わって、加盟店に立替払いすることを当社に委託し、当社はこれを受託するものとします。</p> <p>3 会員は、カード利用可能枠の現金化等をしてはならないものとします。</p> <p>4 第 1 項所定の当社の承認を受ける前に会員が加盟店で商品の購入又はサービスの提供を受けることを希望する場合には、当社は、会員からクレジットサービス利用の申込みを受け付けるものとしますが、その後、当社の審査の結果不承認となったときは、会員は、該当商品の購入又はサービスの提供について当社のクレジットサービスを利用することはできず、これらに係る対価につき自ら現金により支払うものとします。</p>

改訂日 2015.8.20